

議案第 3 号

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区高齢者住宅条例（平成 9 年杉並区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第 3 4 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第 2 条 杉並区営住宅条例（平成 9 年杉並区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第 3 4 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第 4 3 条中「第 1 項第 1 号ただし書に係る部分及び」及び「、同項第 1 号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中杉並区高齢者住宅条例第 3 4 条第 3 項の改正規定及び第 2 条中杉並区営住宅条例第 3 4 条第 3 項の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の杉並区高齢者住宅条例（以下「新高齢者住宅条例」という。）第 9 条第 1 項第 1 号（新高齢者住宅条例第 3 5 条及び第 4 0 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新高齢者住宅条例第 4 条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

- 3 施行日前に提出された誓約書のうち、新高齢者住宅条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、新高齢者住宅条例第9条第1項（新高齢者住宅条例第35条において準用する場合及び新高齢者住宅条例第40条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により提出された誓約書とみなす。
- 4 第2条の規定（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の杉並区営住宅条例（以下「新区営住宅条例」という。）第9条第1項第1号の規定は、施行日以後に新区営住宅条例第4条の規定による使用許可を受ける者から適用する。
- 5 施行日前に提出された誓約書のうち、新区営住宅条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、新区営住宅条例第9条第1項の規定により提出された誓約書とみなす。

（提案理由）

連帯保証人に係る規定を削除する等の必要がある。

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用の手続)</p> <p>第9条 第5条第4項並びに前条第1項及び第2項の規定により区営高齢者住宅の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める_____誓約書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第9条 第5条第4項並びに前条第1項及び第2項の規定により区営高齢者住宅の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める<u>資格を有する連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>年5パーセントの割合</u>による</p>

支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4及び5 略

支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4及び5 略

第2条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用の手続)	(使用の手続)
第9条 第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項の規定により区営住宅の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。	第9条 第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項の規定により区営住宅の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。
(1) 規則で定める_____誓約書を提出すること。	(1) 規則で定める <u>資格を有する連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u>
(2) 略	(2) 略
2～5 略	2～5 略
(使用許可の取消し等)	(使用許可の取消し等)
第34条 略	第34条 略
2 略	2 略
3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったと	3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったと

2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「次の各号のいずれにも該当する」とあるのは「第38条各号又は第38条の2に定める資格を有する」と、第11条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条第1項中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第12条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、同条第2項中「居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする」とあるのは「駐車場を使用することを希望する」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2

2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「次の各号のいずれにも該当する」とあるのは「第38条各号又は第38条の2に定める資格を有する」と、第11条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条第1項中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第12条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、同条第2項中「居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする」とあるのは「駐車場を使用することを希望する」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2

項中「前項」とあるのは「第42条」
と読み替えるものとする。

項中「前項」とあるのは「第42条」
と読み替えるものとする。